

◎佐賀県条例第6号

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(税額の端数計算)</p> <p>第8条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する<u>法定外目的税</u>で条例で指定するものとする。</p> <p>(更正、決定等に関する通知)</p> <p>第18条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。</p> <p>(帳簿記載等の義務)</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条・第22条 略</p>	<p>(税額の端数計算の特例の適用を受ける地方税の指定)</p> <p>第8条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「<u>施行令</u>」という。）第6条の17第2項第9号の<u>条例</u>で指定する法定外目的税とする。</p> <p>(更正、決定等に関する通知)</p> <p>第18条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。</p> <p>(帳簿記載等の義務)</p> <p>第20条 略</p> <p>(間接地方税の指定)</p> <p>第21条 産業廃棄物税は、<u>施行令第6条の22の4第6号の条例</u>で指定する法定外目的税とする。</p> <p>(夜間執行の制限を受けない地方税の指定)</p> <p>第22条 産業廃棄物税は、<u>施行令第6条の22の9第4号の条例</u>で指定する法定外目的税とする。</p> <p>第23条・第24条 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。